

国際連携学科等の設置の認可申請に 係る提出書類の作成の手引

(平成31年度審査用)

国際連携学科又は国際連携専攻（以下「国際連携学科等」という。）の設置の認可申請書の作成に関して、本作成の手引に特に記載の無いものについては、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（平成31年度改訂版）」（以下「平成31年度改訂版手引」という。）の学部の学科又は研究科の専攻の例を参考に作成してください。

平成31年3月

文部科学省高等教育局

大 学 設 置 室

目 次

I	一般的注意事項 <H31 改訂手引を確認してください>	1
II	大学設置室への問合せ、事務相談の予約について <H31 改訂手引を確認してください>	1
III	認可申請の受付期間、提出先及び提出方法	1
1	受付期間	1
2	提出先	1
3	提出方法	1
IV	国際連携学科等の設置認可申請に係る提出書類の作成・記入要領	2
1	各手続の提出書類、必要部数	2
2	共通留意事項	3
3	ファイル・表紙・背表紙	3
4	認可申請書（別記様式第1号の1）	3
5	目次	4
6	基本計画書（別記様式第2号（その1の1））	4
7	教育課程等の概要について	7
8	授業科目の概要について	8
9	校地・校舎等の図面	8
10	2以上の校地において教育研究を行う場合	9
11	学則	9
12	教授会規程（研究科委員会等の規程）	9
13	当該申請についての意思の決定を証する書類	9
14	連携外国大学の概要	11
15	設置の趣旨等を記載した書類	11
16	学生の確保の見通し等を記載した書類	15
17	教員名簿〔学長の氏名等〕	15
18	教員名簿〔教員の氏名等〕	15
19	専任教員の年齢構成・学位保有状況	16
20	「協定書を説明する資料等」の写し	16
V	補正申請書の作成要領 <H31 改訂手引を確認してください>	18
VI	設置計画履行状況等調査について	18
別紙1	大学設置分科会における一般的な審査スケジュール	19
別紙2	国際連携学科等の認可申請書類記入要領	20
別紙3	国際連携学科等の設置手続等に関してよくある質問	37

I 一般的注意事項（必ずお読みください）

※平成 31 年度改訂版手引を確認してください。

II 大学設置室への問合せ、事務相談の予約について

※平成 31 年度改訂版手引を確認してください。

III 認可申請の受付期間、提出先及び提出方法

1 受付期間

開設時期	受付期間
平成 31 年度審査 (平成 31・32 年度開設)	6 月末認可：平成 31 年 3 月 14 日（木）～22 日（金） 11 月末認可：平成 31 年 8 月 22 日（木）～23 日（金）

2 提出先

文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室

3 提出方法

事前に電話にて御予約の上、来省にて御提出ください。郵送での提出は受け付けておりません。予約方法は以下のとおりです。なお、提出当日の流れについては、御予約時に御案内いたします。

また、申請書類の提出予約の後、pdf 形式の基本計画書をメールにて大学設置室(d-secchi@mext.go.jp)宛てに提出して下さい。その際、メールのタイトルは「【基本計画書】〇〇大学〇〇学科設置（※申請内容に合わせて、学部設置／学科設置 など適宜変更）認可申請」としてください。

【予約方法】

提出期間が 3 月 14 日（木）～ 22 日（金）の場合、全日程について 3 月 7 日（木）から、8 月 22 日（木）・23 日（金）の場合、8 月 5 日（月）から、予約受付を開始します。午前 10 時から予約受付を行いますので、電話にて御予約ください。

※ 事務相談の予約と異なり、提出期間が土日を挟んでいる場合でも、週を区切らず全日程まとめて予約受付を開始します。

※ 事務相談の予約と異なり、申請書類提出については受付枠が一杯でお断りすることはありませんので、連絡の早さに注力する必要はありません。ただし、提出日時の指定については先着順とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

IV 国際連携学科等の設置認可申請に係る提出書類の作成・記入要領

1 各手続の提出書類、必要部数

番号	書類名	正本	抜刷
1	認可申請書（別記様式第1号の1）	○	
2	目次	○	○
3	基本計画書（別記様式第2号（その1の1））	○	○
4	教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の3））	○	○
5	国際連携学科等と同一分野の学位を授与する学科等の教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1））	○	○
6	授業科目の概要（別記様式第2号（その3の3））	○	○
7	シラバス（授業計画）	△	△
8	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況（別記様式第2号・別添3）	△	△
9	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況（別記様式第2号・別添4）	△	△
10	校地校舎等の図面	○	○
11	学則	○	○
12	教授会規程	○	○
13	当該申請についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む）	○	●
14	連携外国大学の概要	○	○
15	設置の趣旨等を記載した書類	○	○
16	学生の確保の見通し等を記載した書類	○	○
17	教育委員会等との調整内容を確認する書類	△	△
18	教員名簿〔学長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））	○	○
19	教員名簿〔教員の氏名等〕（別記様式第3号（その2の1））	○	○
20	専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3の1））	○	○
21	実務家教員一覧（別記様式第3号・別添）	△	△
22	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類	△	△
23	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類	△	△
必要部数 正本：1部 抜刷：35部			
□別途提出を要する書類			
24	入学定員超過の状況		
必要部数 各1部			
25	「協定書を説明する資料」等の写し 「基本計画書」の写し 「教育課程等の概要」の写し 「国際連携学科等と同一分野の学位を授与する学科等の教育課程等の概要」の写し 「授業科目の概要」の写し 「協定書を説明する資料」の写し 連携外国大学の概要		
必要部数 各15部			

※・申請書類はこの表の番号の順番にとじること。

・「○」＝提出が必要、「△」＝条件により一部又は全部の提出が必要、「●」＝協定書を説明する資料の提出が必要、
空欄＝提出不要

・1～23の書類以外に、関連する補足資料を添付することも可能。

2 共通留意事項

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

3 ファイル・表紙・背表紙

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

4 認可申請書（別記様式第1号の1）

認可申請の内容により以下の作成例にしたがって作成してください。

別記様式第1号の1	(用紙 日本工業規格A4縦型)
<u>〇〇大学設置認可申請書</u>	
	年 月 日
文 部 科 学 大 臣 殿	
	申請者の職名及び氏名 印
このたび、 <u>〇〇大学</u> を設置したいので、 <u>学校教育法第4条第1項</u> の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。	

※ 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」、「学校教育法第4条第1項」の部分については、申請の内容に応じ、適切に表記を変更してください（次ページの一覧表参照）。なお、アンダーラインは説明のために付しているものですので、申請の際は不要です。

※ 「申請者の職名及び氏名」の欄の「印」は、本人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもって代えることができます。

表紙・背表紙, 認可申請書の記載内容

区分	表紙・背表紙, 認可申請書, 届出書の表題	認可申請書, 届出書の本文	
			関係法令
短期大学の学科の設置	「〇〇短期大学〇〇学科（国際連携学科）設置」	「〇〇短期大学〇〇学科（国際連携学科）を設置」	学校教育法第4条第1項
学部の学科の設置	「〇〇大学〇〇学部〇〇学科（国際連携学科）設置」	「〇〇大学〇〇学部〇〇学科（国際連携学科）を設置」	学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条
研究科の専攻, 研究科の専攻(専門職大学院)の設置	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（専門職大学院）（国際連携専攻）設置」	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）を設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（専門職大学院）（国際連携専攻）を設置」	学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条
研究科の専攻に係る課程の変更	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）課程変更」	「〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻（国際連携専攻）を課程変更」	

5 目次

目次は、「1 各手続の提出書類、必要部数」を参照し、該当書類名（別記様式第1号及び目次を除く）を列挙して作成してください。作成例は、平成31年度改訂版手引を参照してください。なお、「協定書を説明する資料」は、「13 意思の決定を証する書類」に含めてください。

6 基本計画書（別記様式第2号（その1の1））

- (1) 本手引において指示がない限り、国際連携学科等を設置する我が国の大学（以下「申請大学」という）について記入してください。数字を記入する欄において該当する項目がない場合は、「-」を記入し、数字以外を記入する欄において該当する項目がない場合は、「該当なし」と記入してください（空欄は記入もれと判断されますので、注意してください）。
- (2) 「計画の区分」の欄は、当該申請の内容に応じて、「学部の学科の設置（国際連携学科）」、「研究科の専攻の設置（国際連携専攻）」と、本書「4 認可申請書」の一覧表の区分欄を参照して適切に記入してください。
- (3) 「設置者」の欄の備考欄には、申請大学と連携して教育課程を編成・実施し、単一の学位を授与する外国の大学（以下「連携外国大学」という）を設置する国・法人等を記入してください。

- (4) 「大学の名称」の欄は、記入した大学名称の後には、() 書きで英訳名称も記入してください。大学院にかかる申請の場合は「〇〇大学大学院」と大学院名を記入してください（英訳名称も大学院の英訳名称を記入してください）。また、備考欄には、連携外国大学の英語名称及びその下に() 書きで連携外国大学が置かれる国で用いられている言語による名称を記入してください。
- (5) 「大学本部の位置」の欄は、住居表示に従い正確に記入してください（法人本部の位置ではありませんので注意してください）。また、備考欄には、連携外国大学の本部（大学の本部の考え方に準じてください）の位置（所在する国及び所在地）を記載してください。
- (6) 「大学の目的」の欄には、申請大学（又は大学院）がどのような役割や機能を果たすのかを記入してください。
- (7) 「新設学部等の目的」の欄は、国際連携学科等において、どのような人材を養成しようとするのかを記入してください。
- (8) 「新設学部等の概要」の欄について
- ① 「新設学部等の名称」欄には、国際連携学科等を置く学部又は研究科及び国際連携学科等の名称を記載してください。なお、それぞれの名称の下に、() 書きで英訳名称を記入してください。
 - ② 「入学定員」「編入学定員」「収容定員」の欄には、国際連携学科等の入学定員等を記入し、その下に< >書きで、当該国際連携学科等を置く学部・研究科（短期大学の場合は短期大学全体）の入学定員等を記入し、備考欄に「<>内の数字は、母体となる〇〇学部全体の入学定員等」と記載してください。
 - ③ 「学位又は称号」の欄には、授与する学位の名称の下に、() 書きで当該学位の英語名称を記入してください。
 - ④ 備考欄には、申請者が連携する連携外国大学の組織の名称及び所在地（国際連携学科等が編成する教育課程のうち連携外国大学の担当部分の教育課程が実施される場所、複数ある場合は全ての場所）を記入してください。
- (9) 同一設置者内における変更状況について
※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。
- (10) 「教育課程」の欄の「開設する授業科目の総数」の項について、国際連携学科等において開設する授業科目の数を授業の方法の区分ごとに記入してください（申請大学が開設する授業科目だけでなく、連携外国大学が開設する授業科目及び申請大学と連携外国大学が共同して開設する授業科目（以下「共同開設科目」という）も含めてください）。

(11) 「教員組織の概要」の欄について

- ① 「学部等の名称」の項の「新設分」には国際連携学科等の名称を、「既設分」には同一大学内その他の学部の学科、短期大学の学科又は研究科の専攻ごとに記入してください。なお、国際連携学科の設置の認可申請の場合は、大学院の組織の記入は不要です。また、国際連携専攻の設置の認可申請の場合は、学部の組織の記入は不要です（ただし、大学の必要専任教員が把握できる資料を添付してください。例えば、本「教員組織の概要」の記載項目及び要領に準じて、学部及び大学院全体の状況が分かる資料を「設置の趣旨を記載した書類」の参考資料として添付することが考えられます）。
- ② 「専任教員等」の項の国際連携学科等の欄には、当該国際連携学科等に所属し授業科目を担当する専任教員（同一の学部又は研究科内の他の学科又は専攻の専任教員（研究指導教員等）が兼ねて担当する場合、当該専任教員は国際連携学科等の専任教員として配置してください。）及び助手の人数を記入してください。また、備考欄には、連携外国大学との調整等を行う専任教員の人数、職位及び所属組織を記入してください。
- ③ 「新設分」及び「既設分」の「計」の欄には、申請大学の専任教員及び助手について、「新設分」及び「既設分」それぞれの総数を記入し、「合計」には、申請大学全体の総数を記入してください。また「計」と「合計」のいずれも実数で記入してください。
- ④ 「兼任教員等」の欄には、申請大学の兼任教員等について記載してください（連携外国大学の教員数は含めないでください）。

(12) 「教員以外の職員の概要」「校地等」「校舎」「教室等」「専任教員研究室」「図書・設備」「図書館」「体育館」「既設大学等の状況」及び「附属施設の概要」の欄は、申請大学の状況（「図書・設備」「専任教員研究室」は、国際連携学科等に係る申請大学の状況）を記載してください（連携外国大学の状況は含めないでください）。また、学科等の認可申請書で備考欄に記載することを求められている事項については、同様に記載してください（ただし、「大学全体」と記載するものについては「申請大学全体」と改めてください）。

(13) 「経費の見積り及び維持方法の概要」欄には、国際連携学科等に係る申請大学の状況を記載してください（連携外国大学の状況は含めないでください）。なお、「学生一人当たり納付金」の欄は、申請大学に授業料等を納付する学生の納付金について記載してください。

(14) 「組織の移行表」は、申請者が設置する学校の状況のみ記載してください。

7 教育課程等の概要について

- (1) この書類は、国際連携教育課程全体をまとめた書類と、申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類をそれぞれ作成してください。なお、申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類を作成する際、共同開設科目の振り分けについては、単位を修得したとみなす方の大学の書類に含めてください（したがって、共同開設科目は国際連携教育課程全体の書類と申請大学又は連携外国大学いずれか一方（連携外国大学が複数ある場合は、そのいずれか）の書類に記載されることとなります。なお、共同開設科目により修得した単位を申請大学又は連携外国大学のいずれの修得単位ともみなさない場合は、国際連携教育課程全体の書類のみに記載してください）。
- (2) 「共同開設科目」の項には、該当する授業科目に「○」を記載してください。
- (3) 「開設大学」の項には、当該授業科目を開設する大学名を記載してください。なお、「共同開設科目」の場合は、共同して開設する大学名を全て記載してください。
- (4) 「単位数」の項に連携外国大学の授業科目の単位を記載する際は、申請大学の1単位に必要な学修時間に関する規定に基づき、換算した単位数を記載してください。
- (5) 「教員等の配置」の項について
 - ①申請大学について
授業科目ごとに当該授業科目を担当する専任教員及び助手の数（完成年度における状況）を、教授、准教授等職位ごとに実人数を記入してください。兼担又は兼任教員が担当する場合は、備考欄に担当する教員の人数を「兼○」として記入してください。
 - ②連携外国大学について
授業科目ごとに当該授業科目を担当する連携外国大学の教員の数（完成年度における状況）を、教授、准教授等に相当する職位ごとに実人数を記載してください。なお、連携外国大学の教員がどの職位に相当するかについては、我が国や連携外国大学が置かれる国における一般的な理解を踏まえつつ、申請大学において判断し、記載してください。
- (6) 「卒業要件及び履修方法」の項には、国際連携学科等の卒業（修了）要件及び履修方法を記載してください。
- (7) 「開設大学等」及び「開設単位数（必修）」の項には、申請大学及び連携外国大学の名称を記載し、それに対応する開設単位数を記載し、（ ）書きで必修単位数を記載してください。なお、共同開設科目の「開設単位数（必修）」は「共同開設科目」の欄に記載してください。
- (8) 国際連携学科等が授与する学位の分野（例：理学関係、文学関係など）と同じ学位の分野の学位を授与する他の学科等の教育課程等の概要を添付してください（当該国際連携学科等が置かれる申請大学の学部等に置かれる学科等のみで結構です）。

- (9) 1学期の授業期間や1時限の授業時間が、申請大学と連携外国大学で異なる場合、国際連携教育課程全体をまとめた書類の「1学期の授業期間」及び「1時限の授業期間」の記載は、これらの欄を2分し、それぞれの大学の状況を記載してください。申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類の記載は、それぞれの大学の状況のみ記載してください。

8 授業科目の概要について

- (1) この書類は、国際連携教育課程全体をまとめた書類と、申請大学及び各連携外国大学別にまとめた書類をそれぞれ作成してください。なお、共同開設科目の振り分けについては、単位を修得したとみなす方の大学の書類に含めてください（7「教育課程等の概要」と同様に整理してください）。
- (2) 「開設大学」の項には、当該授業科目を開設する大学名を記載してください。なお、「共同開設科目」の場合は、共同して開設する大学名を全て記載するとともに、備考欄に「共同開設科目」と記入してください。
- (3) 「シラバス（授業計画）」について
- ①国際連携学科の認可申請の場合
別記様式第2号（その2の3）に記載された申請大学（各連携外国大学を含む）の授業科目（共同開設科目を含む）のうち、各専任教員が担当する全ての授業科目について、大学設置基準第25条の2に規定する各授業科目のシラバス（授業計画）を添付してください。
 - ②国際連携専攻の認可申請の場合
別記様式第2号（その2の3）に記載された申請大学（各連携外国大学を含む）の全ての授業科目について、大学院設置基準第14条の2又は専門職大学院設置基準第10条に規定する各授業科目のシラバス（授業計画）を添付してください。
 - ③その他
シラバス（授業計画）を日本語以外の言語で作成する場合は、参考として和訳のシラバスも添付してください。

9 校地・校舎等の図面

申請大学の校地・校舎等の図面は、学科等の設置の認可申請に準じて作成し、それに加えて、連携外国大学の使用部分の校地・校舎等の図面（図面が無い場合は、使用する部分を撮影した写真でも可）を添付してください。

10 2以上の校地において教育研究を行う場合

国際連携教育課程のうち申請大学が担当する部分の教育課程が2以上の校地で行われる場合（サテライトキャンパスなど申請に係る学部等又は研究科等における教育を校地以外の場所で行う場合を含む）に、当該申請大学の状況について、学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

11 学則

次の3点を添付してください。

- (1) 申請大学の学則案全文
- (2) 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）
- (3) 変更部分の新旧対照表

12 教授会規程（研究科委員会等の規程）

申請大学の教授会規程案（研究科委員会等の規程案）を添付してください。

13 当該申請についての意思の決定を証する書類

- (1) 当該申請に係る最終的な意思決定を証する書類について
 - ・ 当該申請に係る申請大学の最終的な意思決定を証する書類（理事会等の議事録又は決議録等）添付してください。
 - ・ 各書類の写しには、必ず原本証明をしてください。また、書類が複数枚になる場合は、袋とじにして割り印を押印してください。
- (2) 「協定書を説明する資料」について
 - ・ 以下に示す【協定書を説明する資料】の例により、連携外国大学と締結する協定書の内容を説明する資料（以下「協定書を説明する資料」という）を作成してください。協定書を説明する資料に参考資料を添付する場合は、ページ番号は参考資料ごとに振りなおさず、通し番号としてください。
 - ・ 説明内容は、「協定書を説明する資料（様式）」において示した各項目について概要を説明してください。なお、各項目のうち、申請大学又は連携外国大学それぞれにおいて決定・実施する項目については、「申請大学」及び「連携外国大学」それぞれの欄に概要を記載してください。一方、共同で実施する項目については、「共同」の欄にその概要を記載してください。
 - ・ 「協定書該当箇所」の欄については、協定書（及びその細則があれば当該細則）の条項を記載し、具体的な実施内容が説明されている資料を添付してください。（「設置の趣旨等を記載した書類」に既に記載済みの場合は、「設置の趣旨○頁「教育課程の編成の考え方及び特色」参照」など）と記載してください。
 - ・ 連携外国大学との協定書は写し及びその和訳を添付してください。また、協定書の様式は任意です。
 - ・ 必要に応じて、協定書の細則等の写し及びその和訳を添付することも可能です。特に、協定書

に規定されている内容が漠然としている場合などは、審査ができない可能性がありますので、積極的に協定書の細則や具体の運用方針が分かる資料を添付してください。

- ・ 協定書及び協定書の細則等（以下「協定書等」という。）については、必ずしも申請時までには締結されていることまでは求めませんが、その場合であっても、内容はほぼ確定されている状態にしてください。
- ・ 協定書等の写しには、必ず原本証明をしてください。協定書等の締結が済んでいない場合は協定書等の案を添付してください。

【協定書を説明する資料】

目次
1 協定書の概要（様式参照）
2 協定書の写し（又は案）
3 協定書の和訳（又は案の和訳）
4（以下、申請大学が必要と考える資料を添付）

(3) 協定書等に記載すべき事項について

- ・ 協定書等に記載すべき事項は、以下のとおりです。また、それぞれの具体的内容は【記載事項の具体例】を参考にしてください。

【協定書等の記載事項】

①教育課程の編成に関する事項
②教育組織の編成に関する事項
③入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
④学生の在籍の管理及び安全に関する事項
⑤学生の奨学及び厚生補導に関する事項
⑥教育研究活動等の状況の評価に関する事項

【協定書等の記載事項の具体例】

①教育課程の編成に関する事項
・ 養成すべき人材像
・ 教育課程の編成
・ 教育研究の内容・方法、研究指導の方法
・ 共同開設科目（教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等）
②教育組織の編成に関する事項
・ 教職員の配置
・ 受入可能学生数
③入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
・ 入学者の募集及び選抜の方法

- ・学位の審査（審査基準及び審査体制等）
 - ・学位授与（手続き、使用言語及び学内規則の整備等）
- ④学生の在籍管理及び安全に関する事項
- ・学生の身分（学籍管理の取扱い）
 - ・国際連携教育課程の終了時の手続き（在学中の学生に対する経過措置等）
 - ・学生納付金等の取扱い及び経費の配分
- ⑤学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- ・学生に対する奨学の措置及び厚生補導
- ⑥教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表
- ⑦その他
- ・協定書内で使用する用語の定義
 - ・国際連携教育課程の実施に係る責任の所在
 - ・知的財産権の扱い
 - ・定期的な協議の場の設置

14 連携外国大学の概要

連携外国大学（特に連携する研究科等）の概要（教育目的・組織の構成等）が分かるもの（パンフレット等）を添付してください（連携外国大学の概要は、特に、連携外国大学の組織並びに連携外国大学及び連携する学科等の組織の教育研究の目的（養成する人材像）、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー又はそれらに類似するものがどのようになっているのかが分かる資料を添付してください。パンフレット等を添付した場合は併せて和訳（連携外国大学の組織など連携外国大学の概要として特に求めている事項のみの和訳でも可）を添付してください）。

15 設置の趣旨等を記載した書類

- ※ 申請内容に応じて平成 31 年度改訂版手引の「17 設置の趣旨等を記載した書類の(1)から(6)」に準じて、必要な事項を記載してください。その際、以下の項目について特に記載するようにしてください。
- ※ 目次の作成、項目立ての方法及び各項目を説明する上で必要な図表等の資料については、通常の学科等と同じです。

① 設置の趣旨及び必要性

- ・ 連携外国大学と連携して教育課程を編成・実施する教育上の必要性について説明してください。その際、連携外国大学の教員、施設・設備など教育資源が、国際連携教育課程を実施するに当たっ

て、十分に備わっていることを説明してください。

- ・ どのような人材を育成するのか、学生にどのような能力を修得させるのか等の教育研究上の目的を説明するとともに、当該教育研究上の目的を連携外国大学の教員とどのように共有していくのか説明してください。

② 学科・専攻の特色

- ・ 国際連携学科等の特色を説明してください。特に、国際連携教育課程を編成することにより、連携しようとする分野において、我が国の大学と連携外国大学の双方にどのようなメリットがあるのか説明してください。

③ 学部・学科等の名称及び学位の名称

- ・ 当該名称とする理由について、国際連携学科等の設置の趣旨、教育課程等を踏まえて説明するとともに、当該学科等の名称の国際的通用性について説明してください。
- ・ 学科等の名称については、連携外国大学との合意がなされていることが分かる資料を提出してください（協定書に学科等の名称が規定されている場合は、その旨説明するのみで構いません）。
- ・ 学位に付記する専攻分野の名称について、教育課程、研究分野等を踏まえつつ、その名称とする理由を説明するとともに、学位の名称の国際的通用性について説明してください。
- ・ 学位に付記する専攻分野の名称については、連携外国大学との合意がなされていることが分かる資料を提出してください（協定書に学位の名称が規定されている場合は、その旨説明するのみで構いません）。
- ・ このほか、学位の国際通用性を担保するための取組（ディプロマサプリメントの発行など）を行っている場合は、当該取組についても記載してください。
- ・ 連携外国大学が、国際連携教育課程制度に基づき授与する学位と同等の学位の授与実績があることを説明してください。
- ・ 学位記の様式を参考資料として添付してください。
- ・ 国際連携学科等の母体となる学部等の学位の分野に変更がないことを説明してください（学部・学科等の新設と国際連携学科等との同時設置に係る申請の場合を除く）。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

- ・ 国際連携教育課程制度の趣旨を踏まえ、連携外国大学が開設する授業科目を取り入れつつ編成された教育課程が体系的なものとなっているか説明してください。
- ・ 教育課程の一部を、学生が連携外国大学の置かれる国で学修することになることを踏まえ、教育課程の編成に際して、配慮していることを具体的に説明してください。
- ・ 共同開設科目を開設する場合、その必要性について説明するとともに、授業を実施するに際して、我が国の大学と連携外国大学の教育資源をどのように活用するのかについて説明してください。
- ・ 共同開設科目を設ける場合、教育内容・方法、使用教材、成績評価方法及び科目の実施に要する経費負担等について具体的に説明するとともに、我が国の大学と連携外国大学との役割分担について説明してください。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

- ・ 我が国の大学及び連携外国大学の教員組織の編制方針が、設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえたものとなっているか、その方針を踏まえて必要な教員を配置することとしているかについて説明してください。
- ・ 母体となる学部等の他の学科等の専任教員が国際連携学科等の専任教員を兼ねる場合は、当該教員の負担軽減のための取組について説明してください。
- ・ 連携外国大学との調整等を行う専任教員について、自らの教育研究活動の遂行のほか、調整等を専念して行える体制となっていることを説明してください。連携外国大学と調整を行う専任教員が、国際連携学科等に所属しない場合は、学科等の運営上支障がないことを説明してください。
- ・ 国際連携学科等の長の専任方法について説明してください。

⑥ 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び卒業（修了）要件

- ・ 授業で使用する共通言語について、我が国の大学と連携外国大学単体で又は共同して提供する授業が、国際通用性のある言語によって提供されていることを説明してください。それぞれの言語で授業を提供する場合は、十分な学生支援体制が構築されていることを説明してください。
- ・ 国際連携専攻のそれぞれの学生について、すべての大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、我が国の大学と連携外国大学院との役割分担や責任の範囲について説明してください。
- ・ 連携外国大学において学修する学生に対し、我が国の大学の教員が指導を行うための工夫について説明してください。
- ・ 卒業（修了）要件の考え方等について説明してください。また、当該卒業（修了）要件が我が国の大学及び連携外国大学の要件を満たしていることを説明してください。また、当該要件が我が国の大学及び連携外国大学において一般に求めている要件と同等であることについても説明してください。なお、参考として、連携外国大学の置かれる国の法令上の卒業（修了）要件についても説明してください。
- ・ 連携外国大学が開設する科目及び共同開設科目に関して、1単位修得するのに必要な学修時間（単位の換算方法）を説明してください（我が国の法令上の要件を満たしている必要があります）。
- ・ 学修の成果又は学位論文等に係る評価（成績評価）に係る基本的な方針（透明性、客観性を確保する取組等）について説明してください。更に、我が国の大学と連携外国大学間で成績評価の基準や実施方法等に関する方針をどのように共有するのか説明してください。
- ・ 国際連携専攻の学位論文審査については、学位論文審査体制、学位論文の公表方法等について我が国の大学と連携外国大学が連携して行う態勢が取られていることを具体的に説明してください。また、審査の厳格性及び透明性を担保する取組についても具体的に記載してください。
- ・ 審査員となる我が国の大学と連携外国大学の教員の専門性に関して同等性が確保されていることを説明してください。その際、連携外国大学の学位審査を担当する教員組織の保有する学位の状況及び授与する学位に係る研究指導及び授与の実績について説明してください。

⑦ 施設、設備等の整備計画

- ・ 国際連携学科等の施設・設備については、教育研究にふさわしい環境をどのように考え、その考え方にに基づき、どのように整備するかについて説明してください。国際連携学科等の母体となる学部等の施設・設備を利用する場合で、当該学科等における専用の施設・設備を備えない場合は、当該学部等の教育研究の実施に支障がないことを併せて説明してください。

⑧ 入学者選抜の概要

- ・ 国際連携学科等の出願資格が我が国と連携外国大学の置かれる国の大学等の入学資格（又は連携外国大学の出願要件）を満たしていることを説明してください。
- ・ アドミッションポリシーが養成する人材像や教育課程との関連性を踏まえたものとなっているか説明し、選抜方法、選抜体制についても記載してください。その際、我が国の大学と連携外国大学それぞれから参加する学生数についても明示し、そのバランスについて、国際連携学科等の趣旨に照らして支障がないことを説明してください。
- ・ 通常の学科等から国際連携学科等への転学科等を認める場合は、その基準や手続き等について説明してください。
- ・ 入学者選抜の実施に際して、連携外国大学とどのように連携して実施するのか説明してください。また、国際連携学科等の趣旨を踏まえ、入学者選抜の実施に当たって工夫している点があれば説明してください。
- ・ 入学を希望する者に対して提供する国際連携学科等に関する教育内容や方法などの情報について、具体的な周知方法・内容について説明してください。

⑨ 管理運営

- ・ 国際連携学科等の管理・運営体制について説明してください。
- ・ 国際連携学科等の事務体制について説明してください。その際、事務処理の効率化の観点からどのような工夫を行っているかについても併せて説明してください。

⑩ 自己点検・評価

- ・ 国際連携学科等に係る教育研究活動の状況に関する評価について、実施方法、実施体制及び公表方法について説明してください。その際、連携外国大学との役割分担についても説明してください。

⑪ 連携外国大学について

- ・ 連携外国大学が所在する国において、国際連携教育課程の実施が制度的に認められていることを説明してください。
- ・ 連携外国大学が当該大学の置かれる国の質保証制度に基づく評価等を受けていること、また直近の結果の概要について説明してください。

⑫ 協議及び協定について

- ・ 連携外国大学との協議について、協議体制、協議事項及び年間の協議日程等、国際連携教育課程を円滑に実施できるよう、必要な協議態勢が整えられていることを説明してください。
- ・ 仮に不測の事態が生じた場合の連携外国大学との連絡体制及び手続きについて説明してください。
- ・ 協定書の締結者について、学長、理事長をはじめとした国際連携学科又は国際連携専攻の運営に責任を有する者であることを説明してください。
- ・ 連携外国大学と締結する「協定」の内容について、規定事項例を参考に、各項目について「協定書を説明する資料」において、具体的に説明してください（詳細は、「12 当該申請についての意思

の決定を証する書類」の「(2) 協定書を説明する資料について」を参照してください。

⑬ 学生への経済的支援に関する取組

- ・ 国際連携学科等に在籍する学生（日本人学生及び外国人学生）に対する経済的支援について説明してください。

16 学生の確保の見通し等を記載した書類

※学科等の設置の認可申請に準じて作成してください。

※その際、以下について特に説明してください。

- ・ 国際連携学科等の定員設定について、我が国や連携外国大学の所在する国における社会的ニーズや国際的動向等を踏まえて、どのような考え方に基づいて設定したのか説明してください。
- ・ 我が国の大学と連携外国大学それぞれから参加する学生数に偏りが生じることはないか、仮に偏りが生じた場合、国際連携学科等の設置の趣旨に照らして支障がないことを説明してください。

17 教員名簿〔学長の氏名等〕

この書類は、申請大学の学長の氏名等について記入してください。その他、就任年月日等については学科等の認可申請に準じて作成してください。

18 教員名簿〔教員の氏名等〕

(1) この書類は、当該申請に係る国際連携学科等の申請大学及び連携外国大学で授業を担当する全ての教員予定者（授業科目の授業を担当せずに研究指導のみを行う教員を含む）の氏名等について記入してください。その際、申請大学の教員と連携外国大学の教員は別葉で作成してください（複数の連携外国大学がある場合は連携外国大学ごとに作成してください）。

(2) 連携外国大学の教員については、申請時点で予定している教員について記載してください（完成年度前に教員が交代する場合があるとしても、その内容をこの書類に反映する必要はありません。ただし、予定している授業科目が開講されることの担保は必要であるため、その場合は、「15 設置の趣旨等を記載した書類」の「⑥ 教員組織の編制の考え方及び特色」などにおいて、支障がないことを説明してください）。また、「年齢」「月額基本給（千円）」「担当単位数」「年間開講数」「申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数」は記入不要です。

(3) 国際連携学科等の名称の右側に、当該名簿に記載される教員の所属大学名を（ ）書きで記入してください。（例：国際連携●●学科（University of・・・））

(4) 「調書番号」欄は、教員1人につき通し番号を割り当ててください。申請大学、連携外国大学ごとに番号を振りなおしてください。

(5) 「専任等区分」欄について

①申請大学の教員について

国際連携学科等が置かれる学部等に所属している専任教員（又は研究指導教員等）が国際連携学科等の専任教員（又は研究指導教員等）を兼ねる場合は「専」としてください。また、連携外国大学との調整を担当する教員はそれぞれの区分の表記の下に「(調)」と記入してください。それ以外の教員については、これまでと同様の整理で「専」、「兼担」又は「兼任」等としてください。

②連携外国大学の教員について

「外国」としてください。また申請大学との調整を担当する教員は「外国」の表記の下に「(調)」と記入してください。

(6) 「職位」「氏名」の欄の連携外国大学の教員の記載について、教授、准教授、講師又は助教に相当する教員を、それぞれ「教授相当」「准教授相当」「講師相当」「助教相当」と記入し、その下に英語表記による職位の名称を記入してください。なお、当該連携外国大学の母国語が英語でない場合は、()書きで母国語表記による職位名を記入してください。また、「氏名」欄の就任予定年月日は記入不要です（申請大学の教員は記入する必要があります。）。

(7) 「現職（就任年月）」の欄の連携外国大学の教員の記載について、申請時点において、従事している主たる職のみを記入してください（申請時点以降に従事することが予定されている主たる職については記入不要です）。また、当該職に就任した年月は記入不要です。

19 専任教員の年齢構成・学位保有状況

この書類は、完成年度の3月31日時点の申請大学の専任教員の状況について、国際連携学科等ごとに作成してください。記載方法及び定年年齢を延長する教員がいる場合の別添資料等については、学科等の認可申請書に準じて作成してください。

20 「協定書を説明する資料等」の写し

国際連携学科等を設置しようとする全ての申請者について、「協定書を説明する資料等」の写しを正本等と併せ提出してください。

- ・ 提出部数は15部です。
- ・ 「協定書を説明する資料等」の写しには、協定書該当箇所の参考資料の欄に記載している参考資料も含めて提出してください（協定書等の具体的説明が、「協定書を説明する資料」とは別の書類で説明しているものを参照している場合（「設置の趣旨を記載した書類●ページ参照」など）は、「協定書を説明する資料等」の写しに、参照元の書類も添付してください（抜粋も可。その場合は、抜粋した資料とページ数が判別できる工夫をしてください））。
- ・ 最初のページに設置する学科等名を記載した表紙を付してください。

- 「写」の表記や原本証明は不要です。
- 両面印刷、ステープラー左側2箇所留めにして提出してください。ページ数が多くステープラー留めが難しい場合は、紐とじにするか、分冊にしてそれぞれをステープラー留めの上クリップ等でまとめた形で提出してください（分冊にする場合は、全ての分冊に表紙を作成する必要はありませんが、申請案件と何分冊目かが分かるようにしてください）。
- 仕上がりのイメージは「学生確保の見通しを記載した書類」の写しを参考にしてください。

V 補正申請書の作成要領

※ 平成 31 年度改訂版手引を確認してください。

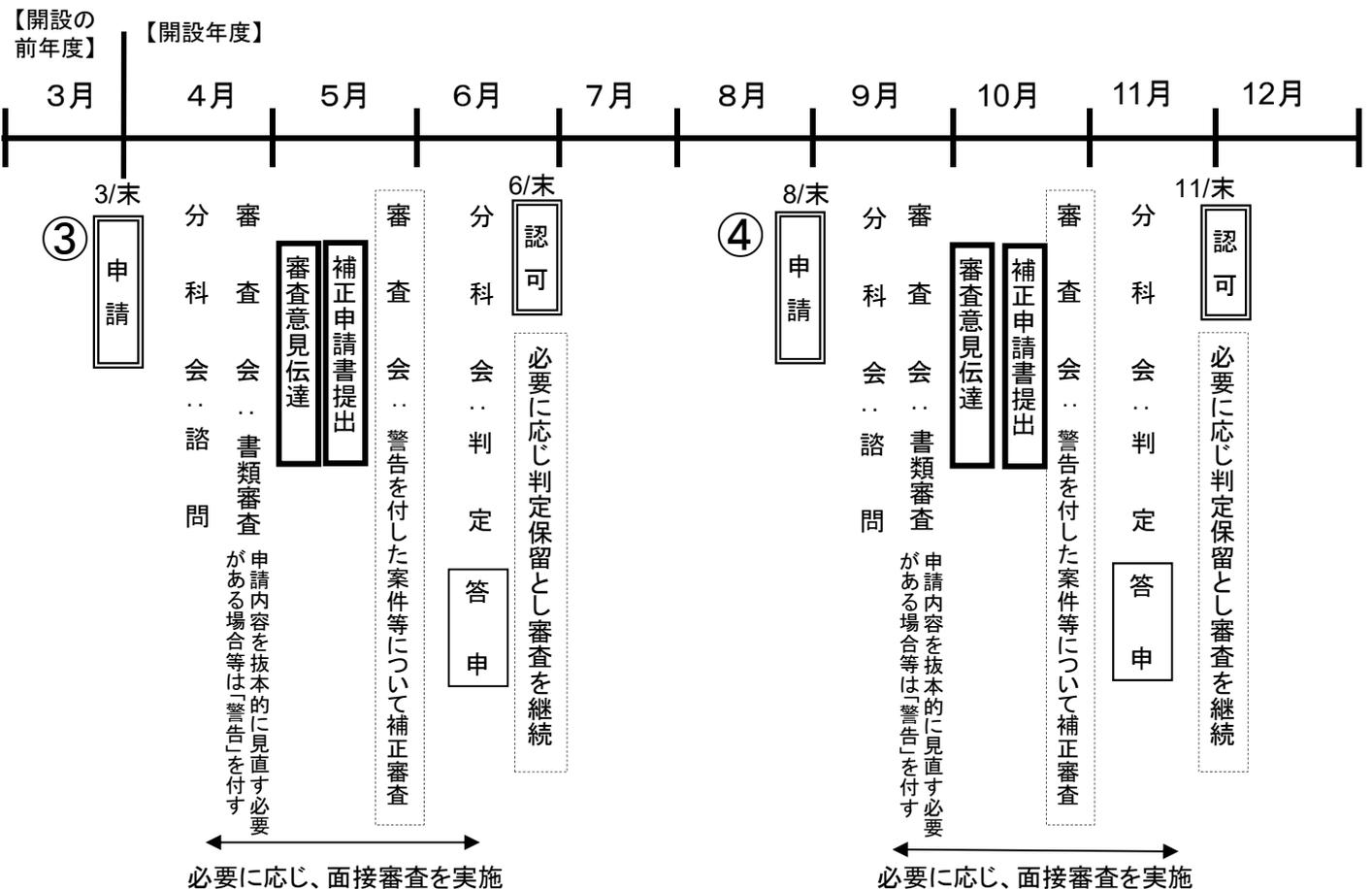
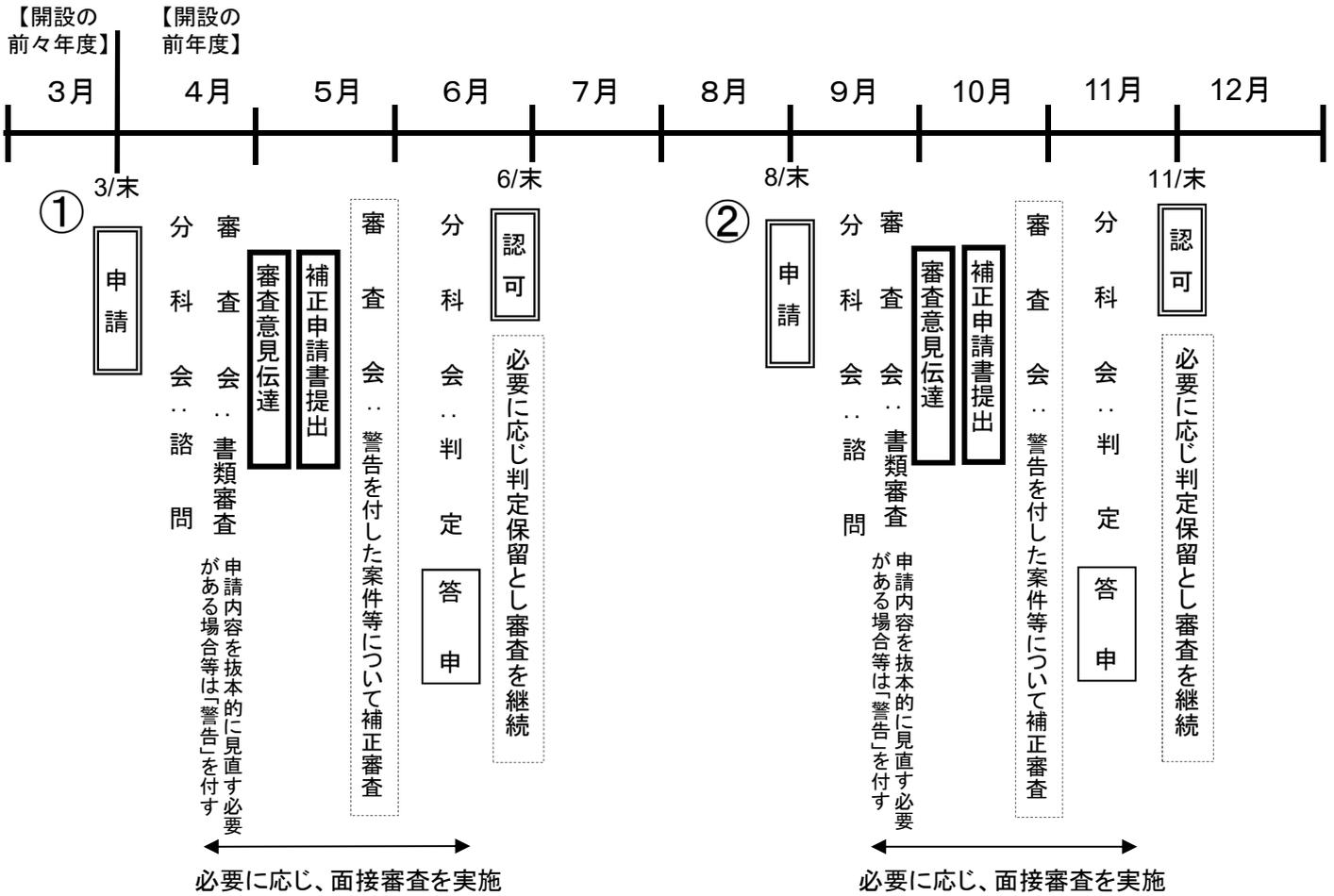
VI 設置計画履行状況等調査について

開設前年度の 3 月中旬～下旬頃、調査対象大学に対して報告書作成依頼の文書を送付する予定です。大まかな流れ等については、平成 31 年度改訂版手引を参照してください。

大学設置分科会における一般的な審査スケジュール

別紙1

— 国際連携学科等の設置の場合 —



国際連携学科等の認可申請書類記入要領

〇〇大学設置認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名 印

このたび、〇〇大学を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関する地方公共団体又は学校法人の連署とすること。
- 3 「申請者の職名及び氏名」の欄の「印」は、本人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもって代えることができること。
- 4 「学校教育法第4条第1項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条」とすること。

【作成例】

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	申請大学全体			
	事 務 職 員		25 (23)	10 (9)	35 (32)				
	技 術 職 員		2 (2)	0 (0)	2 (2)				
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)				
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)				
	計		29 (27)	12 (11)	41 (38)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	申請大学全体 借用面積：15,000 m ² 借用期間：25年			
	校 舎 敷 地	135,000 m ²	0 m ²	0 m ²	135,000 m ²				
	運 動 場 用 地	15,000 m ²	0 m ²	0 m ²	15,000 m ²				
	小 計	150,000 m ²	0 m ²	0 m ²	150,000 m ²				
	そ の 他	10,000 m ²	0 m ²	0 m ²	10,000 m ²				
合 計	160,000 m ²	0 m ²	0 m ²	160,000 m ²					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
		105,000 m ² (105,000 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	105,000 m ² (105,000 m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	申請大学全体			
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員 1人)	2 室 (補助職員 1人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		文学部 国際連携仏文学科		15 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	申請大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,200冊 〔200冊〕	
	国際連携英文学科	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		
	計	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		申請大学全体			
		2,000 m ²	350	100,000					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		2,500 m ²	トラック 1面						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等	400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円	
		共同研究費等	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円	
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	霞が関大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	文学部	年	人	年次人	人		倍		東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
	国文学科	4	120	－	480	学士(文学)	1.02	平成10年度	
英文学科	4	100	－	400	学士(英文学)	1.05	平成10年度		

【作成例】

大学の名称	霞が関短期大学								所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
		年	人	年次人	人		倍		
英文学科	2	40	—	80	短期大学士（英文学）	1.02	昭和62年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	
日本文学科	2	—	—	—	短期大学士（文学）	—	昭和62年度		
こども学科	2	80	—	160	短期大学士（こども学）	1.01	昭和62年度		
附属施設の概要	該当なし								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の場合、収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	フリガナ ◇田 ◇雄 <平成31年4月>	63	博士 (文学)	800	霞が関大学 文学部 教授 (昭63. 4)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
(文学部 国際連携英文学科) (霞が関大学)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現職 (就任年月)	申請に係る大学等の職務に 従事する 週当たり平均日数
1	専	教授 (学部長)	フリカナ 森 〇〇 <平成31年4月>	62	法学博士	600	〇〇〇〇論 ××××学 △△△△演習	1・2前 3通 3後	4 6 2	2 3 1	霞ヶ関大学 法学部 教授 (昭60.4)	4日
2	専	教授 (学部長)	フリカナ 大山 〇〇 <平成31年4月>	60	法学博士	590	〇〇〇〇論 ××××学 □□□□学	1・2通 3通 3・4前	2 4 2	1 2 1	お台場大学 法学部 教授 (平3.4)	5日
3	専 (調)	教授	フリカナ 榎本 〇〇 <平成31年4月>	72 (高)	法学修士	590	〇〇〇〇論 ××××学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習	2通 1・2後 2・3前 2通	4 2 2 4	2 1 1 2	元 株式会社〇〇取締役 (平16.3まで)	5日
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
10	専	教授	フリカナ 芳川 〇〇 <平成31年4月>	58	経済修士	250	▼▼▼▼論 ◆◆◆のしくみ	1前 2前	2 2	1 1	株式会社〇〇代表取締役 (平2.5) 株式会社〇〇代表取締役 (平2.5)	4日 1日
11	専	准教授	フリカナ 大木 〇〇 <平成31年4月>	51	法学修士	500	□□□□学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習 ◇◇◇◇原論	2前 2後 3通 3後	2 2 4 2	1 1 2 1	お台場大学 法学部 准教授 (平5.4)	5日
	兼任	講師	フリカナ 大木 〇〇 <平成31年4月>	50	法学修士	200	□□□□学	1前	2	1		
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
15	専	准教授	フリカナ 河野 〇〇 <平成31年4月>	47	修士 (法学)	480	◆◆◆概論	2通	4	1	△△法律事務所 (平12.4) △△法律事務所 (平12.4)	5日 4日
16	専	准教授	フリカナ 井上 〇〇 <平成31年4月>	38	修士 (文学)	400	□□□文化 ◎◎◎法I (総論) ◎◎◎法II (××) ◎◎◎法III (◇◇)	1通 2通 3後 4前	2 2 2 2	2 1 1 1	日本橋大学 社会学部 講師 (平11.9) 特定非営利活動法人◎◎会 理事 (平20.4)	4日 2日
17 ①	専	講師	フリカナ 西園寺 〇〇 <平成31年4月>	69	法学博士	450	△△△△論 ※ ××××学	1後 2後	0.3 2	1 1	東都学術総合研究所 主任研究員 (平13.4)	4日
17 ②	専	講師	フリカナ 蜂須賀 〇〇 <平成31年4月>	45	修士 (法学)	400	△△△△論 ※ ××××学	1後 2後	0.3 2	1 1	桜田大学 法学部 講師 (平22.4)	4日
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
19	専	講師	フリカナ 濱尾 〇 <平成31年4月>	42	Juridial Doctor (米国)	470	△△△△論 ※ ●◎演習 ◇◆◆法	1後 2・3後 3前	0.6 2 2	1 1 1	丸之内学院 特任講師 (平10.4)	5日
20	専	助教	フリカナ 外山 〇〇 <平成31年4月>	35	博士 (法学)	400	●学概論 ※ ××××学 【隔年】 ◇◆◆入門	1前 2後 3前・後	1 2 4	1 1 2	調布大学 法学部 助手 (平14.4)	5日
5	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
22	兼任	講師	フリカナ 尾崎(大義) 〇〇 <平成31年4月>	39	修士※ (経済 学)	50	◇◇◇◇論 ●◎◎◎学	1後 3前	2 2	1 1	丸の内大学 経済学部 講師 (平15.4)	
23	兼任	講師	ポール ヘンダーソン Paul Henderson <平成31年4月>	45	Ph. D. in Economics (米国)	40	◆◆◆法 ×◎×◎総論	2前 3通	2 4	1 1	霞学園大学 法学部 講師 (平15.9)	

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

教 員 の 氏 名 等												
（文学部 国際連携英文学科）（モンカ大学）												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	外国 (調)	教授相当 Professor	〇〇 〇〇	-	PhD	-	〇〇〇〇論 ××××学 △△△△演習	1・2前 3通 3後	-	-	Professor of 〇〇	-
2	外国	教授相当 Professor	▲▲ ▲▲	-	PhD	-	〇〇〇〇論 ××××学 □□□□学	1・2通 3通 3・4前	-	-	Professor of 〇〇	-
3	外国	教授相当 Professor	×× ××	-	PhD	-	〇〇〇〇論 ××××学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習	2通 1・2後 2・3前 2通	-	-	Professor of 〇〇	-
4	外国	教授相当 Professor	◇◇ ◇◇	-	PhD	-	□□□□学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習 ◇◇◇◇原論	2前 2後 3通 3後	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
5	外国	准教授相当 Associate Professor	■ ■ ■ ■	-	PhD	-	◆◆◆◆概論	2通	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
6	外国	准教授相当 Associate Professor	● ● ● ●	-	PhD	-	□□□□文化 ○●●●法Ⅰ (総論) ○●●●法Ⅱ (××) ○●●●法Ⅲ (◇◇)	1通 2前 3後 4前	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
7	外国	准教授相当 Associate Professor	※※ ※※	-	PhD	-	△△△△論 ※ ××××学	1後 2後	-	-	Associate Professor of 〇〇	-
{	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}

- (注)
- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
 - 2 私立の大学若しくは高等専門学校に取容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	4人	3人	人	人	9人	
	修 士	人	人	人	2人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	2人	2人	人	人	人	人	4人	
	修 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	学 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	短 期 学 大士	1人	人	人	人	人	人	人	1人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	3人	4人	4人	4人	3人	人	人	18人	
	修 士	2人	6人	3人	2人	人	1人	人	14人	
	学 士	人	3人	1人	1人	1人	人	人	6人	
	短 期 学 大士	1人	人	人	人	人	人	人	1人	
	そ の 他	人	人	人	2人	1人	人	人	3人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	4人	3人	人	人	9人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	2人	2人	人	人	人	人	4人	
	修 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	学 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	短 期 学 大 士	1人	人	人	人	人	人	人	1人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	4人	4人	3人	人	人	13人	
	修 士	人	4人	人	1人	人	人	人	5人	
	学 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	短 期 学 大 士	1人	人	人	人	人	人	人	1人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

協定書を説明する資料(様式)

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】
<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> 申請大学が単独で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。 共同で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。 連携外国大学が単独で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; text-align: center; margin-left: auto; margin-right: auto;">参考資料</div>				
1. 教育課程の編成に関する事項				協定書以外で左記で説明した内容の根拠となる資料があれば、資料名を記述の上、当該資料を添付する。
○養成すべき人材像	—			
○教育課程の編成	●●●●●●			協定書第●条、別紙2◎◎に関する資料
○教育研究の内容・方法、研究指導の方法		●●●●●●		
○共同開設科目(教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等)				
2. 教育組織の編成に関する事項				
○教職員の配置			●●●●●●	
○受入可能学生数				
3. 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項				
○入学者の募集及び選抜の方法				
○学位の審査(審査基準及び審査体制等)				
○学位授与(手続き、使用言及び学内規則の整備等)				
4. 学生の在籍の管理及び安全に関する事項				
○学生の身分(学籍管理の取り扱い)				
○国際連携教育課程の終了時の手続き(在学中の学生に対する経過措置等)				
○学生納付金等の取扱い及び経費の配分				
5. 学生の奨学及び厚生補導に関する事項				
○学生に対する奨学の措置及び厚生補導				
6. 教育研究活動等の状況の評価に関する事項				
○教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表				
その他				
○協定書内で使用する用語の定義				
○国際連携教育課程の実施に係る責任の所在				
○知的財産権の扱い				
○定期的な協議の場の設置				
○その他国際連携教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針				

※協定書の複製に原本証明をして提出すること。また、協定書の和訳も参考資料として併せて添付すること。

※「連携外国大学」の欄について、複数の連携外国大学と協定書を締結する場合は、適宜、記載欄を増やして対応すること。

国際連携学科等の設置手続等に関してよくある質問

1. 国際連携学科等の設置の手続について

問1 国際連携学科等の申請時期はどうなっているのか。

答 申請時期は以下のとおりです。入学者選抜に要する期間や認可後の連携外国大学との準備・調整に要する期間等を踏まえ、どの時期に申請するべきかについては申請者において適切にご判断ください。

- ・開設前々年度の3月
- ・開設前年度の8月
- ・開設前年度の3月
- ・開設年度の8月

問2 国際連携学科等のみで組織される学部等を設けることは可能か。

答 できません。母体となる学部等に国際連携学科等以外の学科等が置かれている必要があります。なお、母体となる学部等の中に国際連携学科以外の学科が置かれることを前提に、国際連携学科等と同時に開設することはできます。

問3 国際連携学科等で授与する学位の種類と分野に変更がないが、届出で設置することは可能か。

答 当面の間は、国際連携学科等の設置には文部科学大臣の認可が必要です。国際連携学科等の教育課程を実施するためには、我が国の大学だけでなく、連携外国大学の教育資源の活用も必要不可欠であるため、国際連携教育課程制度の運用が安定するまでの当面の間は、本学科等において提供される教育内容等が協定書においてきちんと担保されているのか、設置審査を通じて確認することとしています。

問4 現在連携している外国大学は1大学であるが、これを2大学にする予定である。この場合、教育課程の変更の手続きを踏めばよいか。

答 外国大学が1大学増えることにより、国際連携学科等が編成する教育課程に大幅な変更が生じるため、現在設置されている国際連携学科等を廃止し、新たに設置する手続きを踏む必要があります。

問5 母体となる学部があれば、医師や歯科医師を養成する国際連携学科を設置することは可能か。国際連携学科等を設置できない分野等はあるのか。

答 医師、歯科医師、薬剤師及び獣医師を養成する学科及び法科大学院については現段階では国際連携学科等を設置することはできません。また、通信教育による国際連携学科等の設置もできません。

問6 国際連携学科等は必ず既設の1学科等を基に組織しないとイケないのか。複数学科等を基に1つ

の国際連携学科等を設けることはできないか。

答 複数学科等を基に1つの国際連携学科を設けることはできます。ただし、当該複数学科等が異なる学部等にまたがっている場合は、国際連携学科が置かれる母体となる学部等の目的を逸脱するため、設置することはできません。その際は、当該国際連携学科の教育研究上の目的等に適う学部を新たに設置した上で、国際連携学科を設置する手続きを踏んでください。

問7 国際連携学科等を設置するために、母体となる学部等の収容定員を増やす手続をしても問題ないか。

答 増員後の収容定員の2割の範囲で国際連携学科等の収容定員が設定されていれば問題はありません。

問8 国際連携学科等の収容定員について、母体となる学部等の2割としているが、国際連携学科等を複数設ける場合は、複数の国際連携学科の収容定員を合計したものが、母体となる学部等の収容定員の2割以内であれば問題ないか。

答 問題ありません。複数の国際連携学科等の収容定員の合計が、母体となる学部等の収容定員の2割以内である必要があります。

問9 共同教育課程制度の適用を受けている学科等を基礎に国際連携学科等を設置することは可能か。

答 共同教育課程制度は、国際連携教育課程制度と同様、大学設置基準等の特例が認められる制度です。したがって、特例に特例を重ねることは制度運用が複雑化することから、共同教育課程制度の適用を受けている学科等を基に国際連携学科等を設置することはできません。

問10 いわゆる連合大学院制度（大学院設置基準（文部省令第28号）第7条の2）の適用を受けている専攻を基礎に国際連携専攻を設置することは可能か。

答 可能です。なお、教育研究等の内容について連携外国大学と交わす協定書は、国際連携専攻の教育研究が連合大学院による形態で引き続き行われることを明確にするため、基幹大学と連合大学院の教育研究に協力する大学（以下、この問において「協力大学」という。）の連名で、連携外国大学と交わすことが望まれます。やむを得ず、基幹大学のみで連携外国大学と協定書を交わす場合であっても、国際連携専攻の教育研究に協力大学として参画することを担保する覚書等を基幹大学と協力大学間で交わしておく必要があります。

問11 連携外国大学が置かれる国に我が国の専門職学位制度がない場合でも、国際連携教育課程を編成することは可能か。

答 可能です。他国において、我が国と同様の専門職大学院制度が設けられているとは限らず、我が国の修士課程に相当する課程において教育研究が行われている場合も考えられるため、大学院の修士課程及び専門職学位課程については、同一の学位の種類に相当するものとして取り扱うこととしています。

問 12 協定書は申請までに連携外国大学と締結する必要があるか。

答 協定書の内容について、審査の過程で審議会から修正を求められる場合があるため、申請段階では必ずしも締結する必要はありません。(協定書の案で構いません。)ただし、審議会から修正を求められなかった場合は、案のとおり締結するものとして扱いますので、協定内容については、連携外国大学と申請前に十分な調整をしてください。

2. 国際連携教育課程等について

(教育課程の編成)

問 13 国際連携教育課程制度に「共同開設科目」があるが、これは国際連携教育課程を編成する場合、必ず設けないといけない科目であるのか。

答 必ずしも設ける必要はありません。なお、「共同開設科目」の活用例としては、国際連携学科等の卒業・修了要件で求めている我が国の大学での修得単位が、連携外国大学での修得単位と比べて多いため、「共同開設科目」を主として連携外国大学に通う学生に履修させることにより、当該学生が連携外国大学の置かれる国で学修する期間を増やすことが考えられます。

問 14 「共同開設科目」の運営を連携外国大学に委ねてもよいか。

答 「共同開設科目」は、我が国の大学と連携外国大学が共同で授業科目を計画・設計し、共同で実施・管理し、成績管理等の質保証を行った上で、単位を授与するものであるため、一方の大学が共同開設科目の実施等を主として担うような運用は適当ではなく、「共同開設科目」とみなすことはできません。

問 15 国際連携教育課程に履修上の区分として、主として我が国の大学に通う学生（以下「自国大学主学生」という。）と主として連携外国大学に通う学生（以下「連携外国大学主学生」という。）とで、コースを別に設定しても構わないか。

答 構いません。

(入学者選抜等)

問 16 入学者選抜は連携外国大学と合同で行う必要があるか。

答 必ずしも合同で行う必要はありませんが、我が国の学生と連携外国大学が合意して受け入れるためにも合同で行うことが望ましいと考えます。

問 17 自国大学主学生と連携外国大学主学生とで異なる時期に入学を認めることは可能か。

答 可能です。なお、学生の入学及び卒業は学期の区分に従って行うこととなっているため、それぞれの学生の入学時期と学期の区分が整合するように留意してください。

問 18 国際連携専攻の入学資格は日本の学生であれば我が国の大学の要件、連携外国大学が置かれる国の学生であれば当該国の大学の要件を満たせば入学ができるのか。

答 どちらか一方だけの要件を満たすだけでは足りません。最低限、我が国と連携外国大学が置かれる国の双方の入学資格を満たす出願要件を定めることが必要です。

問 19 出願要件は我が国の大学と連携外国大学とで異なる内容を定めてもよいか。

答 自国大学主学生と連携外国大学主学生に対して同一の教育課程を実施することを考えれば、同一の出願要件を課すことが望ましいと考えます。やむを得ず異なる出願要件を課す場合は、そのように取り扱う特段の理由を申請書において説明をしてください。

(教育方法・研究指導)

問 20 自国大学主学生が、「多用なメディアを高度に利用した授業」（以下、本間において「メディア授業」という。）を実施することにより、連携外国大学の授業を履修させることは可能か。

答 可能です。ただし、連携外国大学が行うメディア授業により修得した単位数は、我が国の大学及び連携外国大学それぞれの、国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得しなければならない単位（以下「修得単位要件の単位」という。）に含めることはできません（一方、我が国の大学が実施するメディア授業は、我が国の大学の修得単位要件の単位に含めることができます。）。これに加えて国際連携学科の場合は、我が国の大学のメディア授業により修得した単位数と合わせて60単位を超えることはできません。

なお、国際連携教育課程制度の趣旨に鑑みれば、一つの国に留まったまま学修を終えることは適当ではありませんので、我が国の大学が連携外国大学主学生に対してメディア授業を実施する場合は御留意ください。

問 21 研究指導教員は、我が国の大学と連携外国大学からそれぞれ研究指導教員を選出する必要があるのか。

答 必要です。それぞれの学生について、我が国の大学と連携外国大学の双方から研究指導教員を配置し、主担当・副担当を決めて適切な役割分担の下に、研究指導を行う必要があります。

(単位認定)

問 22 在籍する大学以外の教育施設等での学修や当該大学に入学する前の既修得単位は認定できるのか。

答 認定はできます。ただし、単位認定する入学前の既修得単位は、修得単位要件の単位の中には含めることができず、同様に、他の大学等における授業科目の履修や大学以外の教育施設等における学修により修得した単位についても含めることができませんので御留意ください。

問 23 連携外国大学の授業科目の履修により認定された単位はどのように換算すればよいか。

答 1 単位に必要な学修時間（4 5 時間）を踏まえ、適切に換算してください。

問 24 連携外国大学の単位を日本の単位に換算する場合、換算後の単位数は整数でないといけないか。

答 国際連携学科等以外の学科等と同様に、整数であることが望ましいと考えます。

問 25 連携外国大学と日本の大学とで受け入れる学生数を等しくする必要があるのか。

答 必ずしも学生数を等しくする必要はありませんが、自国大学主学生と連携外国大学主学生を同数受け入れることが教育研究環境の面で望ましいと考えます。

(卒業・修了要件)

問 26 卒業・修了要件（修業年限など）は我が国の大学と連携外国大学とで異なる内容を定めてもよいか。

答 国際連携学科等の教育研究が、我が国の大学と連携外国大学とが共通した人材養成の目的の下に行われることに鑑みれば、同一の卒業・修了要件を課す必要があると考えます。

問 27 学位審査は連携外国大学と合同で行う必要があるか。

答 学位審査は連携外国大学と十分に協議をした上で行うべきものであることから、合同で行う必要があると考えます。

(学位)

問 28 学位記は国際的通用性のある言語である英語表記のみでも構わないか。

答 国際連携教育課程制度に基づく学位は、連携外国大学の学位であるとともに我が国の大学の学位でもあることから、日本語の表記を含む必要があると考えます。

問 29 母体となる学部等が授与する学位の分野とは異なる分野の学位を、国際連携学科等で授与することは可能か。

答 母体となる学部等の教育研究上の目的を越えることになるためできません。

3. 教員組織について

問 30 国際連携学科等の必要専任教員数の基準はどうなっているのか。

答 国際連携学科及び国際連携専攻いずれも、通常の学科又は専攻の必要専任教員数又は必要研究指導教員数に国際連携学科等ごとに 1 人を加えた人数としており、加える 1 人の教員以外は、母体となる学部又は研究科の教員が兼務することができます。なお、この基準により算出される教員数は、我が国の

大学の教員として就任する者の人数です。(しがたって、連携外国大学の教員は含まれません。)

<計算例>

文科大学(1学部のみを置く)

工学部

工学科(学位の分野:工学関係、収容定員:400名)

国際連携工学科(学位の分野:工学関係、収容定員:40名)

■別表第一

工学科: $8 + (400 - 320) \times 3 / 400 = 8.6 \rightarrow 9$ 名・・・①

国際連携工学科: $8 \times 0.8 = 6.4 \rightarrow 7$ 名・・・②

国際連携学科ごとに置かれる教員: 1名・・・③

■別表第二

大学全体: $7 + (440 - 400) / 80 = 7.5 \rightarrow 8$ 名・・・④

【必要教員数】①+②+③+④=25名

※ ②の教員は①の教員を兼ねることができる。ただし、②の教員を兼ねる場合であっても、大学として必要な専任教員は25名であるため、実人数として25名必要。

文科大学大学院(1研究科のみを置く)

工学研究科

工学専攻(M)(学位の分野:工学関係、収容定員40名): マル合教員4名、合教員3名・・・①

国際連携工学専攻(M)(学位の分野:工学関係、収容定員4名): マル合教員4名、合教員3名・・・②

国際連携専攻ごとに置かれる教員: 1名(研究指導を担当しなくてもよい)・・・③

【必要教員数】マル合教員4名、合教員3名、専任教員1名

※ ②の教員は①の教員が兼ねることができる。

※ ③の教員は学部等との兼務ではない大学院専属の専任教員である必要がある。

問31 国際連携学科等の必要専任教員等数について、通常の学科・専攻の必要専任教員等数に1人加える人数としているが、その趣旨は何か。

答 国際連携教育課程の編成や実施のためには、連携外国大学との調整等を専門に行う教員が必要であるため、国際連携学科等ごと他学科等と兼務することを認めない1人の専任教員を置くこととしている。

問32 国際連携学科等の基となる学科等の教員は全員、国際連携学科等の教員として兼務する必要があるか。

答 必ずしも全員が兼務する必要はありません。連携外国大学の教員組織とのバランスや教育研究を行う上で必要な教員を配置してください。

問 33 教員名簿の「専任等区分」について、既設の学科等の専任教員を国際連携学科等の専任教員と記載して構わないか。

答 既設学科等の専任教員が、国際連携学科等の専任教員として兼務するのであれば、そのように記載して構いません。

4. その他

問 34 同一大学内の他の学科等から国際連携学科等に転学科等をさせることは可能か。

答 転学科等を認めることは可能です。なお、元の学科等で修得した単位を我が国の大学の修得単位の要件の単位として含めることはできますが、転学科等後の国際連携学科等の授業科目の履修に支障が生じないよう、学生に対して十分な履修指導を行うことが重要であると考えます。

問 35 他の大学から国際連携学科等に転学をさせることは可能か。

答 転学をさせることは可能ですが、転学をする前に修得した単位（入学前既修得単位）については、修得単位の要件の中に入れてはできませんので御留意ください。

問 36 連携外国大学（又は当該連携外国大学の所在国）の制度上、修業年限や単位認定の扱いにおいて我が国の制度と相容れない齟齬が生じる場合、どのようにすべきか。

答 まずは、当該連携外国大学に我が国制度について理解いただき、折り合える方法がないかどうか、十分に検討してください。その上で、我が国の制度において対応が困難であると思われる場合には、個別に御相談ください。

問 37 連携外国大学の教員について、例えば1年更新となっているなど完成年度まで国際連携学科等を担当する教員として従事することが未定であるが、そのような教員を名簿に載せても差し支えないか。

答 差し支えありませんが、国際連携学科等の教育課程を支障なく実施できるよう、事前に連携外国大学と十分な協議をしてください。